

報道関係者 各位

令和5年12月25日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 川又 修司

(直通電話) 03-5403-2172

JXTGエネルギー（東京団交拒否）不当労働行為再審査事件 （令和2年（不再）第15号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 石井 浩）は、令和5年12月22日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～会社で就労する組合員がいなくなった組合からの団体交渉申入れに会社が応じなかったことに正当な理由がないとは認められず、不当労働行為に当たらないとした事案～
組合には会社で就労する組合員がいないこと等から、組合から申入れのあった団体交渉議題の団体交渉の必要性について会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等を明らかにするよう求めたのに対し、組合は会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていないこと等から、会社が組合からの団体交渉申入れに応じなかったことに正当な理由がないとは認められない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合京浜支部連合会（「組合」）
（横浜市）、組合員5名（令和5年6月現在）

再審査被申立人：ENEOS株式会社（JXTGエネルギー株式会社承継人）
（「会社」）（東京都千代田区）、従業員約9,000名（令和4年4月現在）

II 事案の概要

- 本件は、会社が、組合からの平成25年8月2日付けから同28年3月9日付けまでの便宜供与要求、賃金差別是正要求等を議題とする団体交渉申入れ（本件各団交申入れ）に応じなかったことが不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である（本件申立て）。
- 初審東京都労委は、平成27年12月12日以前に申し入れた団体交渉に係る申立てを却下し、その余の申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文要旨

- (1) 本件再審査申立てを棄却する。
- (2) 初審命令の主文を次のとおり訂正する。
 - ア 平成27年3月5日までの各団体交渉申入れに係る申立てをいずれも却下
 - イ その他の申立てをいずれも棄却

2 判断の要旨

(1) 本件申立ての申立期間に係る適法性

本件申立ては平成28年12月12日にされているところ、本件各団交申入れのうち、同27年12月16日以後の団交申入れは同27年12月11日以降にされているから、これらに係る本件申立ては労働組合法（労組法）第27条第2項の申立期間内のもので、適法である。これに対し、本件各団交申入れのうち、同27年3月5日までの団交申入れに係る本件申立ては同年12月10日以前のものであり、これらに係るものは同項の申立期間を徒過しているから、不適法として却下を免れない。

(2) 平成27年12月16日以後の団交申入れに会社が応じないことの不当労働行為該当性

本件各団交申入れの団体交渉議題のうち便宜供与要求についてみると、本議題は、いずれも組合による会社施設の利用に関する事項であるところ、平成25年1月以降は会社で就労する組合員はいなくなったのであるから、会社が、施設管理・機密保持等の観点から、組合による会議室の利用を認めない等の措置をとったことには相応の合理的な理由があると認められる。そして、会社は組合に対し、上記のような措置をとること及びその理由を何度も説明してきたこと等に照らせば、本議題に係る同27年12月16日以後の団交申入れの時点で、組合と会社が団体交渉を行うことにより進展が見込まれるような状況にあったとはいえず、改めて団体交渉を行っても問題を解決する余地は乏しかったといわざるを得ない。

そうすると、本議題の団体交渉の必要性について会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等を明らかにするよう求めたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。

したがって、組合からの本議題に係る同27年12月16日以後の団交申入れに会社が応じなかったことに正当な理由がないとは認められない。

その余の団体交渉議題についても同様であり、会社が組合からの各議題に係る同27年12月16日以後の団交申入れに応じなかったことにはいずれも正当な理由がないとは認められないから、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

(3) 結論

上記(1)のとおり、本件申立てのうち平成27年3月5日までの団交申入れに係るものは、不適法として却下を免れない。また、上記(2)のとおり、本件申立てのうち同27年12月16日以後の団交申入れに係るものは、理由がないから棄却すべきである。

したがって、初審命令は相当であって、本件再審査申立ては理由がないから棄却することとする。なお、初審命令の主文の趣旨を明らかにするため、これを上記主文要旨（1（2））のとおり訂正する。

【参考】

初審救済申立日	平成28年12月12日（東京都労委平成28年（不）第86号）
初審命令交付日	令和2年3月26日
再審査申立日	令和2年4月3日